

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 35 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 26 年 2 月 5 日（水曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 15 時 44 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内				事務局	菊井事務局長
		議長、委員外～渡辺精郎、井上					和田副主幹
欠席委員		なし					橋本主査
説明員		別紙のとおり			議件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。						
	○ 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて						
	(1) 医師住宅整備事業について						
	(2) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について						
	(3) 第 34 回厚生常任委員会における資料要求について						
	① 事業移管に係る協定書（案）について						
	② 市有財産無償譲渡契約書（案）について						
	③ 市有財産無償貸付契約書（案）について						
	○ 滝川市公共施設マネジメント計画（案）について						
	2. その他について						
	なし。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊞							

平成26年1月30日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年1月28日付け滝議第190号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部次長	五十嵐 千夏雄
総務部ストックマネジメント推進課主幹	高 橋 一 美
総務部ストックマネジメント推進課主幹	田 中 嘉 樹
総務部ストックマネジメント推進課主査	高 橋 伸 明
総務部ストックマネジメント推進課主事	平 沼 由峰子
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	寺 嶋 悟
市民生活部市民課主査	石 原 禎 康
市民生活部市民課主査	石 黒 靖 久
市民生活部税務課長	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課副主幹	岩 橋 祐 吾
市民生活部税務課副主幹	越 前 充
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌

市立病院事務部事務課主査

倉 本 真 吾

(総務部総務課総務グループ)

第35回 厚生常任委員会

H26. 2. 5 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

○ 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

（資料） 税務課
市民課
子育て応援課

《市立病院》

（1）医師住宅整備事業について

（資料） 事務課

《保健福祉部》

（2）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（資料） 福祉課

（3）第34回厚生常任委員会における資料要求について

（資料） 福祉課

① 事業移管に係る協定書（案）について

子育て応援課

② 市有財産無償譲渡契約書（案）について

介護福祉課

③ 市有財産無償貸付契約書（案）について

○ 滝川市公共施設マネジメント計画（案）について

（資料） ストックマネジメント推進課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第35回 厚生常任委員会

H26.2.5 (水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまより第35回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席です。おくれませんが、議長の出席をいただきます。委員外議員として渡辺精郎議員、井上議員の出席を許可します。小野議員、北海道新聞の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。
税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについての説明を求めます。

○税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

伊藤参事 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りにつきましては、昨年末の報道以来、各所管におきまして精査を進めてきたところでございます。件数、金額等が確定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。対象者の皆様に対しましては、おわびと未払いの内訳等につきましてお知らせをさせていただきましたが、丁寧な対応の中に支払い手続を進めてまいりたいと考えてございます。今回の算定誤り、それに伴う未払い金の発生につきましては、まことに申しわけなく、市民の皆様、納税者等の皆様、議員の皆様を重ねておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。以下、配付資料に基づき税務課長から説明をさせていただきます。

鎌田課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 還付金詐欺の注意喚起をされたということなのですが、実際に支払う場合にはどのような方法をとられているのかお伺いしたいのと、1月27日、通知書を発行してから、対象者の中から何らかの問い合わせがあったり、例えば通知書が届かなかつたりした事例はなかったのかについてお伺いしたいと思います。

鎌田課長 ご質疑の1点目、還付金詐欺の関係でございます。詐欺がどのような状況で行われているかということですのでけれども、自宅に訪問したりとか、またはATMの操作を依頼されたりというようなことでされておりますので、これはこの事案が起こってから北海道警察等々からもご指導いただいている部分もございまして、金融機関のキャッシュコーナーで機械操作をしていただくことはありませんと、またはご自宅に訪問するというような手続はございませんというようなことでお知らせしております。したがって、実際の手続ということになりますと、対象の皆様方に文書で、おわびの文書とあわせて通知書をお送りいたしまして、返信はがきが中に同封してありまして、ご回答をはがきでいただくというようなことでのやりとりになってございます。もちろん不明な点等で電話でお問い合わせがあれば、それにはお答えしているところでございます。なお、2点目のご質疑ですけれども、処理状況についてです。1月31日時点の状況ですけれども、もう既に半数ほどの皆様からご回答いただいている状況であります。その後も日々ご連絡、ご回答いただいているという状況です。もち

ろんその中には時間のたっている事案もございまして、これは何なのかというようなことのご質問等々も中には含まれておりまして、可能な限り丁寧に対応させていただきまして、ご理解をいただいているところで、特段のトラブルはございません。また、文書を送りまして、それが届いていないというような状況は今後においては当然出てくるものはあるのだと思いますけれども、今のところ1件、そもそも還付金自体が相続人の方に対して還付しているというような事例がございましたので、付随してその加算金を再算定してお支払いするときに、またその相続人の方に対してというようなことで手続している事例がございます。今のところ特段大きなトラブルというのはございません。

(「支払い方法というのは」と言う声あり)

鎌田課長

申しわけございません。お答えが不足しておりました。支払いの方法は、口座に振り込むという手続に基本的には限定してございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

木下

資料2番目の対象税目、件数及び金額の中で合計が267件とありますけれども、このもとになった件数は何件のうち267件でしょうか。

鎌田課長

済みません、非常にあらあらな答え方になってしまうのですが、約2万件ほどを対象に精査したところでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(1)、医師住宅整備事業についての説明を求めます。

(1) 医師住宅整備事業について

鈴木部長

(別紙資料に基づき説明する。)

倉本主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内

別棟で車庫12台分を予定していますが、今結構大きな車を持っている方たちもいると思うので、車庫はそれに対応したものなのかどうかということ、青空駐車場が数台分ということなのですか、これは医師住宅の入居者用の駐車場と理解していいのか、500坪あるので、別な形で病院職員の駐車場確保ということなのか、お伺いしたいと思います。

それと、病院側としての希望する賃料はこの金額ですが、医師には所定の規定にのっとった賃料になると思うのですが、それは新築であっても新築でないところでも、医師との契約の賃料というのは変わらないのでしょうか。

鈴木部長

車庫につきましては、もちろん今大きな車を持っている方が多いということで、それらに対応するような車庫を考えております。今建てようとしているA、B棟の東側に職員駐車場も隣接しているので、青空駐車場の数台というのは職員駐車場の対応も含めて考えているところです。また、不足分につきましては、現在他の予定地を探している状況であります、できる限り今の500坪の中で職員駐車場も確保できればと考えているところです。

また、賃料の関係でございしますが、現在医師住宅にお住まいの医師からそれなりの賃料はいただいておりますが、新たに新設をするA、Bマンションの家賃につきましては、公営住宅法、また国家公務員宿舎法の算出家賃等の比較とい

ったものを参考にすると、また現在住んでおられる医師の住宅の家賃等も含めて設定をしたいと考えておりますが、約3万円から4万円程度ぐらいの家賃を想定しているということでございます。

窪之内

12戸ということで、今現在そこに住んでいらっしゃる方は4人なので、例えば優先入居とか、入居の優先性みたいなことは考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

鈴木部長

新たに建設される予定の住宅につきましては、現在27年4月1日現在残られると思われる医師を最優先して、まず移るかどうかという希望を聞きたいと考えております。その後新たに赴任される先生方に新しい住宅について入居の考え方を聞くというようなことで進めていきたいと考えております。

委員長
木下

ほかに質疑ございますか。

今ある住宅を5月に解体するわけですが、現医師住宅の解体は市立病院の企業会計の中で解体をするという考え方でよろしいのでしょうか。

(何事か言う声あり)

木下
委員長
清水

わかりましたので、質疑を取り下げます。

ほかに質疑ございますか。

1点目は、面積なのですが、狭いなという印象があるのですが、世帯向けで60平米というと公営住宅でも60平米以上ありますから、医師住宅でというのは違和感がある。これまでそうだったということはあるとは思いますが、時代に合っているのかということをお伺いします。

2点目は、今後A、Bの後を順次やられていくということだと思いますが、看護師の住宅も含めて全体の中長期計画についてお伺いします。

3点目は、プロポーザルでこういう形で債務負担行為でされるということは、いわゆるリースとは全然違うのです。他の事例でいうと、例えばコンピューターのシステム、あれもプロポーザルで業者を決めています、使用料についてはリースでやっていると思うのです。あるいは、債務負担行為にはしていないと思うのです。結構似ているような契約なので、これはリース契約にはできないのかと、リースがいいと私は言っているわけではないのだけれども、その違いについてどのように検討されたのかという経過について伺います。

鈴木部長

最初に、面積についてのお話ですが、1LDKが50平米と2LDKが60平米ということで、1LDKにつきましては一般の民間住宅よりもかなり広いという考え方で設定をしています。2LDKにつきましては子供さんがおられない夫婦を想定しております、この单身向けを中心にA、B棟を整備するということを考えています。それ以外にはC棟、D棟があります。C棟は、ほぼ3LDKということで世帯向けです。D棟も3LDKということで世帯向きということで、そういった来の方々の家族構成を考えて医師住宅も色分けをしたいということで、A、B棟は单身棟を中心に今回整備をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

それと、今後の考え方ですが、この後に老朽化をしているというか、古いところはC棟でございます。そこにつきましては、4階建てということで戸数もかなり多いということで、現在中のリフォームを中心に整備を進めているところです。看護師宿舎につきましては、残念ながら今の時代にマッチしないという部分もあるのでしょうかけれども、それぞれ新しく入る方は自分で民間の住宅を探すという方が多いということから、看護師の宿舎については現在整備すると

いう、そういった中期計画は持ってございません。

今回のプロポーザルでやるということとリースとは、全く関係ございません。今回建物を建てていただくことと管理をしていただく、また壊していただくという一体の業務につきましてプロポーザルでその相手業者を決めるということで、リース方式というできたものを借りて賃貸借で払うということとは違うと認識しておりますので、今回債務負担行為をとるということに関しましては長期の契約を結ぶということで、その債務を保証しないといけないわけですから、それを平成52年まで賃貸借料をきちんと払うという債務負担行為の補正を行うということでございます。

清 水

私が聞きたかったのはまさに最後のところで、リースの場合もプロポーザルをやりますから、その結果、不動産か流動資産かは別として長期の、恐らくコンピューターも10年近い契約を結ぶのだらうと思う。こういう住宅の場合はリースにはできないような何か性格があるのかということ、またそういう比較検討を示していただきたいのですが。

鈴木部長

建物そのものをリース契約して借りたという事例がこの周辺の病院も含めて情報としてなく、民間の住宅を全て借り入れて、長期に契約して債務負担行為で賃料を保証するというような形がこの辺の参考事例としてあったということから、病院もそういう方法を取り入れたということで、その辺のリース方式がとれるかとれないかというお答えはここではできないのですけれども、このようなことで進めさせていただきたいということできょう説明させていただいているところです。

清 水

他の自治体の事例ということも参考にしながらということで、理解をいたしました。

このプロポーザルの内容なのですが、希望する賃料が6万円から9万円、6万円というのは1LDKで9万円というのが2LDKというように理解をしますが、プロポーザルということになれば競ってもらわけですね。こういう住宅というのはそれほど競うものも余り奇抜なものはないようだろうし、費用対効果というか、コストパフォーマンスをどうするかとか、断熱だとか、そのあたりはあるのですが、主に恐らく安いところをとるというプロポーザルになると思うのですが、どういう総合評価をされるのでしょうか。

鈴木部長

現在医師住宅の建設の審査をするための審査項目といいますのは、建設部ともいろいろと相談させていただいております。まずは、関係法令、主要なものが法令的に遵守されているのかというような、それは絶対条件でございますが、それに誤り、もしくは違反があった場合については、その時点で失格という形になっております。それ以外に、全体の配置図、あと部屋の利便性、車庫、物置の利便性、また廊下とか共用部分の利便性、賃料の適正さ、また収支の見通し、全体としての評価ということで、それらの点を点数にして評価をしたいということです。もう一項目、全体の配置及び雪の対策等も含めて、あと細かい仕様につきましては、別途説明会においてこのような仕様で考えてほしいというような内容の仕様書を提示したいと考えております。

清 水

最後にしたいと思いますが、今の総合評価の中で収支の見通しと言われたのは、それは受注企業の収支見通しということなのか、それともこちら側なのかということと、もう一点、総合評価というのはわかるようでわからない、難しいと思うのです。デザインとか利便性とか、そちらはいいと、しかし圧倒的に高い

と、本当に比較できない条件を比較するわけですから、大変難しいと思うのだけれども……

(「それは仕方ない」という声あり)

清 水

仕方ない。難しい中で……

(何事か言う声あり)

清 水
委 員 長

2点目については、質疑を取り下げます。
十分精査してから質疑をするようにお願いいたします。
それでは、1点だけ、収支の見通しについては業者側か、こちら側かということについて答弁を求めます。

鈴木部長

それは、業者側の収支見通しということで、建物を建てて管理をするという25年間の収支が修繕も含めてこちらが要求するものをきちんとやれるという収支見通しを賃料設定の上で立てていただくということで、業者側の収支を見るといってごさいます。

委 員 長
窪 之 内

ほかに質疑ごさいますか。
今回こうした方法をとるといことは、病院側としてメリットがあると考えたからだと思うのです。だから、病院として建てて医師に貸すというよりも、民間で建ててこうした形で契約したほうが良いという一定の試算をした結果があったのだと思うのですけれども、金額的なことでも良いのですけれども、こうしたほうがよかったというメリットとなった根拠をお伺いしたいと思います。

鈴木部長

医師住宅の整備について、先ほどもこれまでいろいろと検討したというお話をさせていただきましたが、もちろん病院の事業として医師住宅を建てるということに関して、うちの今の経営状況からいくと起債の制限もありませんので、建てられるかと思いますが、今現況といたしましては病院の医師住宅を建てる場合については平米当たりの単価が30万円という制限があるということ、そういったこととそれらを今後病院が直接いろんな修繕費、人の問題も含めて管理していくということになる金額と民間に全て任せたとときの金額を比較して、民間に任せるほうがメリットがあるというような試算をしたところですが、具体的な数字、これはあくまでも試算ということで押さえていただきたいのですが、例えば家賃を7万円から8万円というような想定をした場合、25年で約2億4,100万円ほどで民間はやれるだろうと、その部分を直営にすると約2億6,800万円ほどかかるということで、2,700万円ほど民間のほうが経費縮減が図れるというような試算をしているところです。もちろん直営の場合について起債を借りた場合、起債に対する交付税のはね返りも全部を含めて試算をしたところのごさいます。

委 員 長
田 村

ほかに質疑ごさいますか。
土地の借用代は年間89万円ぐらいと言ったのですが、建物に対する固定資産税はどれぐらい市に入るのですか。

鈴木部長

現在の固定資産税というのは、あくまでも参考というようなことになるとは思いますが、今予定しております鉄筋コンクリート造の建物を建てていただく年間100万円から150万円程度の固定資産税を市のほうに納めていただくというような試算をしているところです。

田 村

全体的に計算していないのでわからないのですが、土地の借用代を払って、固定資産税を払って、やや190万円と、そのほかに医師が出るたびに内装をリフォームするだとか、そういうことを含めた場合、これぐらいの家賃でやっていけ

るのだろうか、もっと上げてやらないと。それで、今聞いたら市の経費縮減が大したことないと、メリットとしてはそれほど大きくはないのではないかと思います。私は、民間が建てて貸すと、これは大賛成なのです。ただ、市がこの建物を建てて持つことより、民間から借りることによるメリットのほうが大きいとならないのか。差額をもう一回、幾らになるのか伺います。

鈴木部長

先ほどご説明させていただきましたけれども、仮に本事業を民間でやっていただくとなった場合に、賃借料といいますか、7万円から8万円ぐらいと想定して25年間借り上げると、病院が出すという支出側からすれば約2億6,400万円、これらにあと先ほど言った土地の賃借料が26年間で2,300万円ほどあるということで、差し引き2億4,100万円程度の事業費になるのではないかと。直営とした場合につきましては、先ほども触れました建物の解体費、あと建築費、あと建築費を借り入れた際の起債の利息、また25年間における維持管理費、人件費等を含めて3億2,300万円ほどかかるのではないかと、そこから交付税分のはね返し分を引いても2億6,800万円程度の事業費になるということで試算をしたところです。それで、差し引き約2,700万円程度民間のほうが安く上がるというような判断をしています。今田村委員がおっしゃられたようなことは十分に想定されることだと思っていますが、これらの中身の試算、数字の考え方につきましても建築ともいろいろと話をさせていただきました。また、名寄市立病院で民間に建てていただいて、賃料の中で管理も含めてやっていただけるようなことで行っている事例があつて、部屋も全て満室の状況だということです。病院としては25年間賃料を部屋が埋まっていなくても保証するというので、管理の詳細は詰めていかなければならない部分はありますけれども、十分やっていただけるのではないかと判断をしているところです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

井上委員外議員、質疑の内容について述べてください。

井上委員外議員

この手法について伺います。

委員長

井上委員外議員の質疑を認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

井上委員外議員の質疑を認めます。

井上委員外議員

これは非常にいい方法だと思うのだけれども、このやり方、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、PFIの手法と言っているのですか。

鈴木部長

完全なるPFIとなるともう少しいろんな手続が必要だということになりますので、PFIという言い方はしておりません。PFIとは考え方が少し違うと思っています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水

建物、施設関係の譲渡、貸与、また今度はこういう債務負担行為という、さまざまな形で甲乙の契約がされている中で、契約書等について委員会としても把握をする必要があるのではないかとということで、固まった時点で資料要求したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

契約書内容がはっきりとするというのは、プロポーザルが終わって、業者選定が終わった後になると思うのですけれども、契約書はいつごろできるのでしょうか。

鈴木部長

きょうの厚生常任委員会を経てからプロポーザル、業者決定をするということになりますので、それがスムーズにいったとすれば、26年4月にまずは土地の

委員 長 ほうの賃貸借契約を結びたいと思っています。その後建物の解体、新しい住宅が着工し、竣工する平成27年4月に新しい住宅の賃貸借契約を結びたいと思っていますので、それぞれの時点で契約書内容について資料要求ということであれば、出せる範囲は出していきたいと思っています。

清 水 清水委員、契約書内容等ということになると土地に関しては26年4月以降ということですが、住宅については次年度ということになりますけれども、その時点でいいですか。

委員 長 できれば案の段階で示していただくのがベストなのですが、その案が固まるのに結構かかるのであれば、それはその時点で結構です。

鈴木部長 そういった案が出てきた段階で厚生常任委員会への資料提出は可能でしょうか。資料として出すことが問題ないかどうかも含めて、精査する必要があるかと思えますけれども、その結果問題ないということになれば、この委員会の中で提出をするということで考えております。

委員 長 各委員の皆さん、契約書内容の提出が問題ないということであれば、資料要求するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、資料提出についてよろしく願いいたします。ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

(2)、生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。
(2) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について
 (別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

国嶋課長 申しわけございません。記載で午後15時、また下段のほうで午後13時とあります。午後を両方お取りいただければと思います。

委員 長 質疑ございますか。

清 水 高等裁判所の判決ということで、13時半ぐらいには内容が全てわかると、当然翌日の新聞に向けた記者の取材等々があつて、当日は恐らく判決文を精査してという市長のコメントに終わると思うのですが、2日、3日内にはどうするということが公表されると。要するに、私は一般質問で求めたことがあるのだけれども、こういう委員会を開く間もないような公表で、かつ重要なことがある場合、記者会見をネット中継していただくとか、つまりそこで市長がどんなことを話したのかということを結局議員も知らないで過ぎることがこれまでもあったのです。しかも、ゴールデンウィーク前なので、委員会の設定も結構難しいのだらうと思うのです。そのあたり、判決を受けた後の対応の仕方、内容ではなくて、それについてお伺いをしたいと思います。

委員 長 判決後の対応ということによろしいでしょうか。

清 水 はい。

国嶋課長 申しわけございません。対応というのは、議会への対応ということですか。

清 水 つまり意見を公表する仕方は、これまで記者会見だったのです。その場合、記者会見で何が話されたのかというのは私たちはわからないのです。つまり記者クラブでやるので、部外者は基本的に入れない、写真も撮れないという状態で

行われるのです。それで、一般質問で言ったというのは、各地でそういった重要なことについては記者会見の後にネット中継等で公表するとか、あるいは25日の翌日とか翌々日ぐらいに厚生常任委員会をセットしておいて、そこを初めての公表の場にするとか、そういった公表の仕方についてどのように進めようとしているのかということをお聞きしたい。

国嶋課長

前段のネット中継につきましては、申しわけございません、ご意見として承っておくしかございません。それと、記者会見で発表する市長の文言について議会に報告するというのとは少し違うと思います。市に対する事案に対して市長が質問を受け、それに対して市長の立場からコメントをするわけでございますので、例えばそれを事前に委員会に、どういったことを説明しますということにはならないのではないかと考えます。

清 水

事前に議会に文言について伝えてからというようなことにこだわっているわけではなくて、まずこの前の何かのときも新聞に載るのです。それは数行で、市長はこういうことを話したと載るのだけれども、その記者会見でどんなやりとりがされたというのは一切私たちはわからないのです。しかも、委員会でもそのことが報告されないということになれば、私たちの調査のしようがないのです。議員個々には調査権がないわけだから。記者会見で公表する。だから、さっき言ったように2日後ぐらいに厚生任委員会を設定しておいて、昨日の記者会見で発表いたしました、内容はこういうことでしたというような、そのようなことが必要ではないのかということをお聞きをしたのです。

国嶋課長
委 員 長

申しわけございません。所管ではお答えできかねます。
暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:26

委 員 長
国嶋課長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

申しわけありません。先ほど担当として答弁できかねると申し上げましたのは、記者会見の内容を報告する云々はできかねます。ただ、判決に対して市の対応として、厚生常任委員会及び議決を要して議会運営委員会に報告が必要なもの、それにつきましては当然ご報告させていただきます。また、今清水委員から判決日から通常二、三日というお話がありましたけれども、その期日については、これはできかねる、わかりかねます。私どもが現時点で把握しているのは、判決日、判決があつて、判決書を受領した翌日から14日以内が上告の期限でございます。その判決内容によりまして選択肢は変わってまいりますけれども、当然議会に対して報告、または議決を要するものについては従来どおりご報告はさせていただきたいと思っております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

(3)、第34回厚生常任委員会における資料要求についての説明を求めます。これにつきましては、①、事業移管に係る協定書(案)について、②、市有財産無償譲渡契約書(案)について、③、市有財産無償貸付契約書(案)についての一括の説明を求めます。

(3) 第34回厚生常任委員会における資料要求について

①事業移管に係る協定書(案)について

国嶋課長
委員長

②市有財産無償譲渡契約書（案）について

③市有財産無償貸付契約書（案）について

（別紙資料に基づき説明する。）

説明が終わりました。

この案につきましては、全て第34回厚生常任委員会での資料要求に基づいて、本来第35回厚生常任委員会を経ないで本会議ということでしたが、第35回厚生常任委員会が開かれたことによって所管からの説明がありましたので、質疑をお受けいたしますが、質疑につきましては内容の解釈等の確認、また文言等の確認についてとしたいと思います。そのようにご理解いただいて質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

清 水

1点目、1ページ、協定書の有効期限に関して、第10条でそれぞれの施設で違うということですが、各施設で最終は何年度か、それをお示してください。

2点目、この協定書あるいは契約書の民法上の有効期限というのは無期限ではないと思うのです。民法上ではどれが期限なのか、今の第10条の関係が期限になるのかを伺います。

3点目、2ページ、協定書の第15条に、生ずる権利義務を他に譲渡してはならないとありますが、権利を譲渡するというのは何となくわかるのだけれども、義務を譲渡するというのは一体どういうことを指すのかということをお伺いします。

4点目、3ページ、仕様書で追加された部分について、完全なる継続協議ということですが、ここで新たに費用が発生して、市が追加負担をしなければならないということについても想定をしているのかお伺いします。

5点目、5ページ、契約書で瑕疵担保については、そもそも緑寿園3施設は耐震性が非常に悪い、I s 値0.6未満だったという施設であることから、万が一そういった地震が来た場合は倒壊のおそれがあると、それについてはここでいう第5条、第7条の中で何となくうたっているのか、全くそれは例外的なこととしてどちらかで協議をするというようなことで考えているのか伺います。

6点目、7ページ、契約書で貸付期間、これは3年ということなのですが、これは3年ローリングということ考えているのかを伺います。

7点目、同じく7ページ、第7条であえて大規模改修の費用は甲乙協議の上決定すると、つまり貸与ですから、原則的な考え方がないといけないと思うのです。無償貸与ですから、使っているほうに直してもらい、使っている上で老朽化して、それは当然乙の負担だと、有償で貸与した場合は甲、滝川市側が負担することになると思うのだけれども、あえて協議とした意味をお伺いしたいと思います。

8点目、8ページ、契約書の第10条に、これは変わっているわけでないのだけれども、これは法律用語なのか、改良等の有益費という、有益費というのは余り聞かないので、どういう意味かを伺います。

深村副主幹

1点目、協定書の第10条の処分制限期間の関係だったのですけれども、これは建物の構造等によりまして耐用年数が適化法により定められております。今回譲渡予定施設の大半は、恐らく39年程度の使用期間があるということで、建設年度がそれぞれ異なりますことから、明確に何年度が終了時期なのかというのは答えにくいところではあることをまずご承知おきください。

3点目、第15条の権利譲渡の禁止のところで権利義務、権利は考えられるが、義務はと、これは法律用語と言っていいのかわからないのですけれども、こういう定型的なものとして一体となった表現がなされていたことから、引用させていただいております。

4点目、3ページの仕様書の中の老人ホームに関するところで、建てかえに関する部分で新たな費用負担が発生してもというお話でありました。これにつきましては、この委員会でも議論になっておりました特養の建てかえに伴いまして、建設費ではなくしてユニット型施設に移行した際の利用料の負担増等を想定した意味合いで設けておりますことから、緩和策をイメージしたものでありますので、ご理解をいただければと思います。

8点目、最後のご質疑の貸し付けのところで表現しておりました第10条の必要費の中の有益費という部分なのですけれども、こちらも法律用語として使われているもののようでございまして、一般的に専有している方がそのものの価値を増加するために支出した費用というものを指しているようであります。

国嶋課長 6点目、7ページ、貸付期間3年間として3年ローリングかというご質疑でございましたが、第2項で期間満了1年前に申し出がないときは継続としておりますので、3年の後は1年、1年の継続確認ということになります。

(「同一条件だから、3年でないのか」と言う声あり)

国嶋課長 申しわけございません。同一の条件という文言を入れておりますので、3年ごとのローリングになります。失礼しました。

委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 14:46

再 開 14:48

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

国嶋課長 2点目、民法上の有効期限ということですが、申しわけございません、正直そこまで調べておりません。第10条で想定しておりますのは、先ほど言いましたように建物の補助金返還に伴う使用期限ですので、例えば新たに建物を事業団が独自に建てられたものに対して、市がこの協定書に基づき建物についてはいろんなことは注文はつけられないようになると思います。ただ、協定書の中身につきましては、運営、定員、施設としての方針、考え方にも至っておりますので、民法上の有効期限は定かではございませんけれども、施設の建てかえ計画、継続協議としたものが済んだ時点でまた事業団サイドとの見直しは必要になると考えております。

7点目、7ページ、無償貸し付けにつきまして、建物の土台等主要構造物、大規模改修に関する費用は甲乙協議、乙の負担もあり得るといたしましたのは、無償貸し付け、この時点で建物は今の管理代行と同じく市の建物でございしますので、そういった事態が、大規模改修が生じた場合については、譲渡しておりませんので、当然その時点では市にも責任があるということから、この文言を入れたものでございます。

中川部次長 5点目、旧建築基準法による建物というのは養護の一部だと聞いてはいるのですけれども、それは耐震診断そのものがまだなされていないので、I s 値が一体どれぐらいあるかということがなかなか判断つかないところでございます。養護の建物については2階建てです。一般的に2階建てについては面積1,000平米以上で、学校の用に供している場合については耐震診断しなければいけな

いことになっているのです。2階建てのこども発達支援センターについては基本的にはあそこは学校ではないので耐震診断はしていないのですが、それを以前建築のほうに再度確認したときには、2階建てで窓面積がああの規模であれば、大規模な災害、地震においても倒壊のおそれはないだろうという判断で、平成18年か17年にたしか市で一斉に診断をやっている、そういう計画を立てているはずなのですが、その中でつくられなかった。何を言おうとしているかという、それと同様なレベルでいけば、養護の2階建ての建物についても大きな震災がない限りは、倒壊の危険性は考えにくいという認識を持っております。ですから、この条項について瑕疵担保が、大きな地震によって倒壊して、それを市に対して請求とか、あるいは瑕疵担保の責任が発生するというようなことまでは想定しておりません。

清 水

1点目、3ページ、費用負担があるのは利用料値上げ緩和策についてだと、これについてはサンテで議論がされたことと類似することがありまして、既に無償譲渡した先で利用料の緩和策を行う場合に市が出資するというものについていえば、これはやはりほかの介護施設あるいは社会福祉法人施設との整合性がとれないということも十分言えると思うのだけれども、だからこれについては継続協議ということではなくて、4月1日の施行日までこの仕様書にうたう必要があるのではないかとということをお伺いします。

2点目、地震については、瑕疵担保責任等については想定はしていないと。つまり、もし倒壊しても市には原則責任はないと、原則というより、責任はないという答弁だと思うのです。それでいいのかというのをもう一度伺いをいたします。私が一般質問で耐震補強を求めた際、私忘れちゃったけれども、たしか耐震診断を行っている、あるいはたしかI s値が低いという実態があったと思うのだけれども、そこは後で確認をしますけれども、少なくとも耐震補強の考えについて一般質問したときは、0.9以上だから大丈夫だとか、倒壊するおそれはないとか、そういう答弁は出ていないのです。倒壊するおそれはあるのだけれども、もう建てかえが計画に上っている、費用が重複するので、やらないという答弁だった。あの答弁は一体何だったのかと今思うので、伺いをします。

3点目、無償貸与で、それは市の建物だから大規模改修は市が行うということについては、どうもわからないのです。2年だけ貸すとかというのならわかります。けれども、基本的にこれは寿命を全うするまで事業団が使うのです。当然大規模改修が10年後ぐらいに発生するのです。その場合滝川市が負担するというのは、無償貸与だから、市はメリットもデメリットもあるということでしょうか。要するに事業団のほうから大規模改修は市でやってもらわないと困ると、事業団のシミュレーションには入っていないということなら最初からうたうべきだと思う、大規模改修は市で行うとか。そのとき協議するなんて、それはやはりモラルハザードだと思うのです。同じように滝川市に施設を借りているところがあると、ただで借りているのだから、直すのなら自分で直しなさいと、直すお金がないのだったら、もう賃貸契約は切りましょうという話が普通だと思うのです。だから、これについてだけそのとき協議というのを残すのであれば、将来に禍根を残すと思うので、お考えを伺います。

深村副主幹

1点目の仕様書にかかわる部分でありますけれども、現在想定しておりますのが建てかえに伴うユニット化移行による利用料の負担増、それに対する激変緩和

和策的な措置ということを考えております。これは、滝川市の老人ホームを事業団に市の施策として移管するといった中で、それに伴う建てかえにより発生するということから、建てかえのユニット比率とかも詳細はまだ決まっておりますが、あくまでもその時点での入所者個人に対する負担増の軽減策ということになろうかと思えます。したがって、この3月末時点においてまだ具体像が見えない中で、幾らを、あるいはこれを上限にということはお答えしづらいと思っております。ただ、それは今後具体的な青写真が見えてきた中で、市としてではどのくらい、どの程度、誰にという部分を要綱なりで制定して、期間を設けた補助制度になるのか、継続した補助制度になるのか、そういったことで対応していきたいと考えています。

佐々木部長

2点目、瑕疵担保と耐震の関係で以前に議会で清水議員の質問にお答えしましたが、耐震診断はしておりません。それで、当時早くしないのかというお話があったのですけれども、とにかく譲渡して改築を急ぐということで、今瑕疵担保は正直なところ想定していなく、まずは即譲渡して、3年以内というか、早急に耐震診断、耐震改築ではなくて新築工事で耐震をクリアしていきたいという考え方でございます。想定されない大規模災害等がもし来た場合については、その場合はまた別な法律で大規模災害の対応策は出てくるものと、一つ一つの小さな災害ではなくて本当に大きな未曾有の災害の場合はまた別問題なのかなということで、今のところ想定していないとか、考えていないとか、そういうことでなくて、とにかく耐震よりも以前と同じ考え方で、早期改築を考えているということで、瑕疵担保要件としては想定していないということでございます。

中川部次長

3点目、第7条の維持管理上の経費負担をどちらが持つのだという質疑についてですが、先ほど国嶋課長がお話しした中身とほぼ変わらないのですけれども、あくまでも所有者としては市の建物ということに変わりはないということがまず1つあるということと、我々甲乙協議としているのは、基本的には市の財産であるから、主要構造物ですとか、あるいは大規模改修、建物の価値を下げないといえますか、使用ができないようなレベルで例えば壊れる段階になった場合には、行政財産としての資産としての価値を維持する、あるいは高めるということになれば、それは借りているほうの責任ではないという一般的な判断で、こういった条項をほかの例も参考にして設けております。ただ、借り主の都合でもっとここにこういうふうな機能を付加させたい、あるいは増築しないと間に合わないのだといった場合については、それは借り主の都合ということになりますので、それは面積をふやしたいのだったら、借り主のほうでお願いしますということがあるだろうということで、両面が考えられるということでこういった条文にさせていただいております。

清 水

部長の答弁で未曾有の災害が起きたという表現をされましたけれども、そういうために耐震診断をして、耐震補強するべきです。ですから耐震診断もしない、耐震補強もしないものが震度6なりの地震が来たときに壊れても、それは国がそれを支援するなんていうことは全く考えられません。逆に、その所有者に対して場合によっては刑事罰だってあり得る。だから、市はそれをわかって譲渡を受けてもらうわけだし、それは事業団の責任ですということを、果たして事業団は本当にそこをきちんと考えているのかと。確率からいえば大変低いかもしれないけれども、時の政府が面倒見てくれるだろうという答弁は現実的な話

ではない。だから、うたえばいいと思うのです。市は耐震診断もしていないのに、無償譲渡して建てかえてもらうわけでしょう。だから、そういう一定の地震による損壊については市が改修費用は持つとうたえばいいのです。

それと、もう一点、貸与の場合も、増築だとか新たなものにするのは、それは借りるほうが出すのは当たり前のことではないですか。そういうこともこれに入っていると言われるとますますわかりづらいのです。協議って一体何なのか。その機能をそのままの大規模改修等については市が、甲が負担するものとする、そうやってきちんとうたえばいいのです。何かはつきりしないようなことを譲渡問題で残しておくこと自体が将来に禍根を残すということを私は言っているのです。10年後とか15年後になって、ここにいるメンバー誰もいないのです。事業団だって幹部は誰もいないです。この協議って一体何だったのかと、議事録もないみたいなことになってしまう。だから、譲渡問題というのはできる限り限定表現を使うと、協議なんていう言葉は本当に想定していない話、要するにいろんなここに書かれている定員をふやすだとか、業態変えるだとかというときのみの話ではないでしょうか。

佐々木部長

耐震のほうは、とにかくまず早くに改築していただくということを大前提に、耐震と貸与の件につきましては、ご意見として承りたいと思います。

委員長
田村

ほかに質疑ございますか。

第7条のことについて、この建物の土台、柱、壁、屋根、主要構造物及び大規模改修云々と、これは大体の契約書の条文に書いてあることです。それで、これは協議をしないと埋まらない話なので、協議は当然のことです。これを協議しないで、市の建物だから市が全部負うとか、そういうのはむしろ危険なのです。だから、これは協議で、この文言のとおりで十分間に合う。

それと、仮説を言ったら切りがない、もし大災害があつたらどうなるのだと、それはそうだけれども、もう改修をするという前提のもとの譲渡なのだから、それに対して今耐震改修をして、そして3カ月後に壊すのかと、そういうことにはならないと。そういうことは、議員としてもしっかりみんなが自覚すべきだと思う。その間に事故があつたらどうなるのだと、こんなことを言っていたら切りがない。だから、早く譲渡して、早く改修をしてもらうと、部長の答弁で十分です。

佐々木部長
委員長

承ります。

契約書とか協定書というのは、しっかり調べていただくとわかると思いますが、100パーセント絶対的なことというのは契約書、協定書といえども書くことができないのが事実です。ですから、結局最後は双方で協議をすると、こういう文言が必ず入るのです。四角四面でがんじがらめということはありません。そういうことも十分理解していただきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

木下

協定書の第10条で、乙は移管を受けた施設について、それぞれの目的に沿ってもとの財産の取得時から起算して補助事業等により取得した財産の処分制限期間に定める期間を経過するまで、運営しなければならないと書いてあって、それから、第2項、前項に定める期間内に施設の建てかえが必要となった場合には乙の費用で行うものとする、こう書いてありますけれども、いつまでにするかという日付が入っていないのですが、日付を入れたらがんじがらめになるから、入れないのでしょうか

国嶋課長 先ほど深村のほうからも説明したと重複いたしますが、各施設ごと、構造によって補助金等を受けて建てた施設の耐用年数にばらつきがございます。ここであらうっております第10条、例えばあと30年耐用年数があるとされている建物、それをこの第10条第2項に書いてありますように建てかえをするという場合は乙の負担ですということで、第10条にうたっておりますのはあくまでも建物の耐用年数についての期限の責めでございます。各施設ごとにその年数についてはばらつきがございますので、具体的にここで協定書の中であらうというよりは、こちらで文言でまとめさせていただいております。

木 下 わかりました。

それでは、別紙仕様書の中で、また、計画されている老人ホーム、養護、特別養護、軽費の建てかえに関する建設計画及び利用者処遇については、甲乙協議の上決定するものとする書かれていますが、その中に含まれているという解釈でいいのですか。

国嶋課長 こちらの仕様書にありますように、緑寿園を建てかえた場合、この第10条に照らし合わせたとしても、第10条は補助金の耐用年数について記したものでございますけれども、連動するといましては第2項で乙の負担、つまり緑寿園の建てかえについては事業団の負担とする読めると考えております。

木 下 建てかえの費用はわかりますけれども、いつまでに建てかえるということが入っていないものだから、その辺がどうなのかということが心配なのでお聞きします。

国嶋課長 協定書も仕様書の条文もそれぞれの基本方針を示したものでございます。過去の委員会等でたしかお示ししましたと思いますが、緑寿園の建てかえについては、まだあくまでも予定ではございますが、建てかえ計画についてのシミュレーションはお示ししておりますので、建てかえ計画については以前お示したとおりだと考えていただいてもいいと思います。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 契約書の第7条のことについては、私も協議の上決定するというところでいいと思うのは、練馬区の場合は無償貸し付けで、貸し付けの場合は全部区がやるということになっていたのですけれども、協議の上でいいというのは、事業団の経営そのものがどのような状況になっているのかということの判断もそのことが必要になったときにはあるわけですから、全額市の負担でやらなくてもいいという場合もあるということも考えると、協議の上でいいと私は思います。それと、瑕疵担保の関係なのですが、今回のサンのこともあったように、瑕疵担保の条項を変えろと言うつもりはないのですけれども、現状の状態についてこの施設はこういうような状態になっている。もちろん建設年度だけではなくて、例えばこういうところには近々補修が必要だとか、そういった中身のものを施設ごとに事業団ときちんと交わす、現状について事業団と交わす必要があると思うのです。というのは、その時点で耐震診断もしていないという中で、お互いが契約をしたということであれば、その現状の納得のもとに契約したということであれば、その後何が出てきてもそれは事業団がするのだということになると思うので、現状についてこういう現状にあるのだということを引きちんと向こうと、たしかプールの場合はあったと思うのですけれども、そういったものをつくるとはなっていないのかどうかをお伺いいたします。

国嶋課長 例えば温水プールの例と違うのは、今までやっていなかったところ、新しいと

ころをやるという際に恐らく業者の確認があったのだらうと思います。ただ、この無償貸し付けの施設等も含めまして事業団が開設当時からやっていると、正直な話その施設を一番よく知っているのは我々よりは施設側の職員であり、事業団だと考えております。その際、我々がこの協定書、また貸し付けの契約書案を定める際には事業団との協議をする中で、例えば施設ごとに市にやってほしいような要望事項等もある中で、最終案ではございませんけれども、まとめたのがきょうお示した中身になっておりますので、それ以外のものにつきましてはは一切はという形で区切って、もし継続事項、またもしくは市に要望ということがあれば、またそれは個別に追加なりということは考えられるとは思いますが、現時点では事業団からそれは出てきていないということでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたしますが、この譲渡の件につきましては2月10日の本会議にて上程されますが、そこで仮に議決された場合、先ほどの議運で答弁いただいたかと思っておりますけれども、契約書等々につきましては譲渡される前に厚生常任委員会等で報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 16

再 開 15 : 31

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

滝川市公共施設マネジメント計画（案）についての説明を求めます。

○滝川市公共施設マネジメント計画（案）について

高橋主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

この計画が案から計画になった時点でいろんな方に説明が始まると、そのときにこの表現をどう変えたいとかということではなくて、今度はこれはこういう意味なのですということに職員の話し方も変わらなうと思うのです。そういう点で自信を持って話せるという、そういう計画書にしなければならないと思います。1点目は、意見番号9、20の修正後です。2ページのところで調査時点が異なり、単純には比較できませんがといいながら、滝川市が独自調査をした9.05平米と東洋大学の3.42平米という数字を比較していると。これを問われたら、結局遊休施設だとかというものが入っている数字ですと、遊休施設とかが入っていない数字、東洋大学が出した数字では幾らなのだということをやっぱり聞かれると思うのです。そういう点で、比較するときは7.95を用いて、だから単純に比較できませんがという表現でなくて、9.05のところを7.95に変えて、これは平成24年と比較をすると。せつかく9.05というのを市独自で調査したわけだから、なお市の遊休施設も加えた場合は9.05になっているという表現のほうが説明が非常にしっくりいくのではないかと、自信を持って説明できるのだらうと思うのでお伺いします。

2点目は、6ページの移転、集約を進めますというところでは、これは、コミュニティ施設は移転か集約だと読めるのです。場合によっては残るコミュニテ

ィ施設もあるわけでしょう。だから、維持、移転、集約とか、維持という言葉も入れておかないと移転と集約しかないとななたちは考えているのかと言われたら、いや、そうではないです。維持も協議の結果あり得ますと言ったら、そうしたら維持と書けばいいではないかというようになってしまうのでないかということで、お伺いをいたします。

高橋主査

1点目のご質疑でございますが、今清水委員のご発言の中には遊休施設を含む、含まないの差ということで7.95と9.05というお話がございましたが、まず7.95のほうも公有財産表の数字が7.95でございます、この違いは年度の違いと企業会計である市立病院が入っていることの違いでございます。この辺につきましては、修正について少し検討させていただきまして、しっかりとご説明できるようにしていきたいと思えます。

2点目の維持につきましても、これもあわせて検討させていただきまして、回答させていただきたいと思えます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長

2、その他について委員から何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で第35回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 15:44